

平成 30 年度 第6回 政策調整会議 会議録③

◆開催日時:平成 30 年 10 月 22 日(月) 10:22~10:45

◆開催場所:第2委員会室

◆出席委員:小山副市長、土佐副市長、樋口教育長、赤井市長公室長、藤浪企画調整部長、坂井総務部長

◆審議事項

・生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて……………都市計画課→承認

◆審議概要

『生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて』

〈説明者〉山田都市計画課長、藤井参事、中島主査

吉田農林水産課長、瀬参事

〈他出席委員〉大井まちづくり推進部長、大西魅力創造部長

◎付議依頼書に基づき説明

◎説明後、質疑応答

〈総務部長〉来年の3月議会で条例改正案を上程後、4月施行となり、周知期間が短くなるがその点は問題ないのか。

〈藤井参事〉パブリックコメントを実施するにあたり、生産緑地及び宅地化農地の所有者に、今後の周知もかねて、個別に案内文の送付を検討している。

〈土佐副市長〉「生産緑地地区の指定に関する基準(追加指定に係る基準)」は市独自の基準であるかと思うが、他市と比較してどうか。

〈藤井参事〉面積要件等異なる点はあるが、変更案については、近隣市と同程度の基準となる。

〈土佐副市長〉農地の所有者から追加指定基準について、これ以上の緩和を求める意見などはあるか。

〈藤井参事〉窓口等では具体的にそういう意見は特にならない。また、事前に都市計画審議会などで説明をしたが、更に下げてほしいといったようなご意見はなかった。

〈まちづくり推進部長〉以前 300 m²に引き下げてほしいという要望はあったが、それ以外はない。

〈市長公室長〉面積要件を引き下げるによって、生産緑地が増え固定資産税が減ることが考えられるが、その影響とそれに対する国からの措置はあるのか。

〈藤井参事〉国が東京都を例に行なった特定生産緑地の指定意向調査の結果と、岸和田市における生産緑地指定割合とを加味した結果、生産緑地から宅地化農地へ移行する農地と、宅地化農地から生産緑地へ移行する農地の面積はおおむね同じくらいと予想している。

〈都市計画課長〉生産緑地指定から 30 年後の平成 34 年に、特定生産緑地に指定するかどうかを自由に選択することが可能となることから、固定資産税に関しては、それほど影響はないと考えている。

〈土佐副市長〉本内容で政策決定会議に諮ることとしてよいか。

【異議なし】

⇒本件、原案のとおり、政策決定会議に付議する。

平成30年9月25日

政策調整会議付議依頼書

依頼者名 まちづくり推進部長

下記事項について、効果的かつ効率的な市政運営実施のための会議の設置に関する規程第14条の規定に基づき、下記のとおり付議を依頼します。

記

付議事項名	生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて
付議の目的 (ポイントを絞り込んで、簡潔に記載すること。)	生産緑地法が改正され、これまで500m ² 以上とする生産緑地地区的規模を300m ² 以上500m ² 未満の範囲で条例で定めることができます。この法改正を受けて生産緑地の機能等を再整理し、策定しました面積要件を緩和する条例案及び「生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準」(H13.4.1策定)の見直し案について、ご審議願うもの。
説明者	まちづくり推進部 部長 大井 伸一 都市計画課 課長 山田 俊晴 都市計画課 参事 藤井 恵賀 都市計画課 主査 中島 広二 魅力創造部 部長 大西 吉之助 農林水産課 課長 吉田 政裕 農業委員会事務局 参事 濱 哲生
付議事項の概要	様式別紙に記載

付議会議	平成30年度 第6回会議
付議事項	生産緑地地区の面積要件及び指定基準の見直しについて

★取組の目的

対象	都市農地(市街化区域内農地)
どのような状態を目指す	生産緑地法の一部改正(H29.6)により、生産緑地地区の面積要件500m ² について、市町村が条例で300m ² まで引き下げることができるところとされた。これを踏まえ、本市において生産緑地地区の区域の規模に関する条件を引き下げる条例を制定、及び「生産緑地地区の指定及び指定しない地域・地区の基準」(H13.4.1)を見直しを行い、都市農地が有する緑地機能、防災機能等の多面的な機能の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目指す。

★総合計画上の位置付け

103010401	基本目標	I-3 暮らしの安全性・快適性を高める
↑ここにコードを入力 (コードは「総計体系」を参照)	達成された姿	(1)健康的で快適な暮らしができている
	目指す成果	④良好な住環境が維持・改善されている
	行政の役割	ア 計画的に適正な土地利用や都市施設の配置を誘導する

★現状と課題

- 生産緑地地区を都市計画に定めるには、当初指定の場合は法により一団で500m²以上の区域、追加指定の場合は市独自基準により一団で1,000m²以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていない。
- 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部が廃止となった場合に、残された面積が規模要件(500m²)を下回ると、生産緑地地区全体が廃止されてしまう(道連れ廃止)。

【都市農地の減少により低下する機能】

農産物供給、環境保全(生態系、気温、雨水浸透)、防災(身近な避難場所)、レクリエーション(農業体験等)、景観保全

(単位:千円)

実施中の取組及び予定する事項	決算(見込額)		予算額	見込額				
	H28年度	H29年度		H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
条例及び指定基準見直し案の検討 【平成29年6月～平成31年3月末】								
新規・追加指定の受付、審査、指定 【平成31年4月～】								
特定生産緑地の指定同意書受付、審査、指定 【平成31年4月～】								
財源内訳	国費							
	府費							
	起債							
	一般財源							
	その他							
事業費		計	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
		0	0	0	0	0	0	0

★当該事項に関連する人員増の必要性*

人員増の必要性		H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
有	無	(1)	0	0	0	0

★取組の効果を表す指標

指標名	単位	H28年度	H29年度	H30年度	目標値				
					H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
①									
②									

※事業費及び人員を確約するものではない。